

平成30年度 例規マネジメント 見直し対象例規(条例・規則等)一覧

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応
1	条例	大府市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	昭和45年9月1日大府市条例第15号	秘書人事課	地方公務員法28条3項の規定に基づき、条例で定める必要があるため、規定方式は適切である。	職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について定めており、条例で規定する内容は適切である。	改正不要	—
2	条例	大府市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	昭和45年9月1日大府市条例第16号	秘書人事課	地方公務員法29条4項の規定に基づき、条例で定める必要があるため、規定方式は適切である。	懲戒処分の一つである「戒告」の効果に関する規定がないため、追加する余地があるほか、条文中の軽微な事項について誤りが見られる。	改正	改正対応済み(令和元年第3回定例会(12月議会))
3	条例	大府市財政状況の公表に関する条例	昭和45年9月1日大府市条例第35号	財政課	地方自治法243条の3第1項の規定に基づき、条例で定める必要があるため、規定方式は適切である。	財政状況の公表の期日、内容及び方法について必要な事項を定めており、規定する内容は適切である。	改正不要	—
4	条例	大府市乗合自動車使用条例	昭和45年9月1日大府市条例第12号	総務課	乗合自動車の使用許可、使用時間、使用上の注意事項等、専ら内部の運営管理事項を定めているに過ぎず、必ずしも条例で制定すべきものではない。	条例の対象は「市の所有する乗合自動車」であるが、現在はリース方式による運営をしており、現状と合っていない。	廃止	廃止対応済み(平成31年第1回定例会(3月議会))
5	選挙管理委員会規程	大府市選挙管理委員会規程	昭和45年9月1日大府市選挙管理委員会規程第1号	選挙管理委員会	選挙管理委員会の適正な運営について必要な事項は、地方自治法第194条に「委員会がこれを定める」とあるため、選挙管理委員会規程で定めることが適切である。	条文中の軽微な事項について誤りがあり、引用条項のずれもみられる。	改正	改正対応済み(平成31年3月29日告示)
6	規則	大府市自動車臨時運行許可取扱い規則	昭和46年1月1日大府市規則第1号	市民課	道路運送車両法に基づく事務に関する手続を定めるものであるから、規則で定めることは適切である。	引用条項や金額、常用漢字の使用等について誤りがあり、実際に使用している様式も定めていない。	改正	改正対応済み(平成31年3月26日公布)
7	規則	大府市狂犬病予防法施行細則	平成12年3月29日大府市規則第2号	環境課	犬の登録や死亡、鑑札や注射済票の再交付といった法令に定められた市町村の事務を実施するに当たって必要な手続を定めたものであり、規則で定めることは適切である。	狂犬病予防法に基づく事務は、全国一律で決まっており、独自性を設けるものではない。様式に追加すべき事項はなく、適時性も満たしているが、条文及び様式中の軽微な事項について誤りがみられる。	改正	改正対応済み(平成31年3月26日公布)
8	規則	大府市行旅病人及行旅死亡人取扱法取扱規則	昭和62年6月26日大府市規則第16号	地域福祉課	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく事務に関する手続を定めるものであるから、規則で定めることは適切である。	行旅死亡人の遺留物件の処分に関する事項について不足がある。また、常用漢字に誤りがある。	改正	改正対応済み(平成31年3月26日公布)
9	規則	大府市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則	平成8年5月20日大府市規則第15号	都市計画課	土地区画整理法に定める事務の手続を定めるものであり、規則で定めることは適切である。	許可申請の変更の手続につき、現在の規定は、軽微な変更についても許可の取下げ及び再申請の手続を求めているが、申請者、市双方にとって負担となっており、改善の余地がある。また、語句に若干の誤りがある。	改正	改正対応済み(平成31年3月26日公布)
10	規則	大府市営住宅監理員規則	昭和45年9月1日大府市規則第38号	建築住宅課	大府市営住宅の設置及び管理に関する条例第66条第5項に「規則で定める」とあるため、規則で定めることは適切であるが、内容は大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則において定める事項であると考えられる。	市営住宅監理員証の様式を追加することについて検討の余地がある。	廃止	廃止対応済み(平成31年3月26日公布。本規則を廃止し、大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正)
11	規則	大府市営住宅管理人規則	昭和45年9月1日大府市規則第39号	建築住宅課	大府市営住宅の設置及び管理に関する条例第66条第5項に「規則で定める」とあるため、規則で定めることは適切であるが、内容は大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則において定める事項であると考えられる。	管理人を市職員等から任命することを原則とすることは、実情に合っていないため改正が必要である。	廃止	廃止対応済み(平成31年3月26日公布。本規則を廃止し、大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を一部改正)
12	条例	大府市商店街近代化奨励条例	昭和48年3月31日大府市条例第15号	商工労政課	規定している内容からみれば、条例として定めるべき事項に該当せず、規則又は要綱で定める事項であると考えられる。東海市及び刈谷市が同趣旨の条例を制定しているが、全国的には同趣旨の条例を定めている自治体は少ない。	中高層耐火建築物の建築の奨励による商店街の近代化という目的で制定された条例だが、制定から50年近くが経過しており、現在の駅周辺の状況を踏まえて、見直しを検討する必要がある。	要検討	個別具体的な商業支援策ではなく、商業振興全般に関するものとする等、内容の見直しを検討する。

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応
13	規則	大府市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則	昭和63年12月23日 大府市規則第24号	下水道課	給付に係る市民サービスの提供に関するものであるため、規則で定めることは適切である。	法律上の義務である水洗化を促進するための制度であるが、未だに水洗化がなされていない建物が存在している。現行の規定では、対象者を時間的に限定していることもあり、利用件数はわずかになっているため、時間的限定を緩和したり、あっせん上限額を増額したりして、利用件数を増加させることができないか、検討の余地がある。	要検討	周辺の公衆衛生への影響等を踏まえて水洗化の必要性、利用可能枠を拡大することの手段としての有効性、枠拡大に要するコスト、補助金等の別の手段も含め、内容の見直しを検討する。
14	教育委員会規則	大府市教育委員会職員の勤務時間に関する規則	平成2年4月17日大府市教育委員会規則第3号	学校教育課	内部の管理運営事項について定めるものであるため、教育委員会規則で定めることは適切である。	市長部局の例による旨の規定等の言い回しについて、適切でない部分がある。	改正	改正対応済み（平成31年3月29日公布）
15	規則	大府市消防職員手帳規則	昭和45年9月1日大府市規則第50号	庶務課	消防組織法16条2項に「市町村の規則で定める」とあるため、規則で定めることは適切である。	趣旨規定の書き方や別表と様式の区分け、言い回し等について、直近の改正から20年以上経過しており、改正が必要である。また、手帳のカード化及び手帳を紛失した場合の実費徴収について検討の余地がある。	改正	改正対応済み（平成31年3月26日公布）
16	規則	大府市消防警戒区域立入許可証規則	昭和45年9月1日大府市規則第53号	予防課	消防法施行規則48条1項7号に規定する立入許可の証票の交付に係る手続等を定めたものであり、規則で定めることは適切である。	近年、この規則に基づき、立入許可証を交付した実績がないため、事務フローの確認が必要。また、規則中の条文について、常用漢字等の軽微な誤りが見られるほか、許可証を紛失した場合の再交付に関する規定がないため、追加する必要がある。	改正	改正対応済み（平成31年3月26日公布）